

令和4年11月 令和4年度第8回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月30日 午後1時30分～午後3時10分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番：小長野 誠 2番：坂元 廣幸 3番：本村 正一 4番：福森 徳昭
5番：牧野田 隆平 6番：杉尾 敏憲 7番：市菌 由美子 8番：白尾 親昭
9番：今村 逸子 10番：野元 幸雄 11番：堂前 澄男 12番：西 泰行
13番：川島 兼次 14番：内飩 達也 15番：平 富士夫 16番：岩元 律子
17番：松元 信道 18番：夏田 恒 19番：米迫 慎二
欠席委員（4番：福森委員）（15番：平委員）

【農地利用最適化推進委員】

1番：内村 幸雄 2番：宇都 和義 3番：扇菌 弘行 4番：柚木 利雄
5番：大重 孝司 6番：上福元 克己 7番：松永 政文 8番：松元 健一
9番：池端 隆志 10番：新屋敷 幸一 11番：中村 政芳 12番：柳迫 勝美
欠席委員（2番：宇都委員）（3番：扇菌委員）（8番：松元委員）（11番：中村委員）
（12番：柳迫委員）

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第7号 農地の利用目的変更願について
10. 議案第8号 非農地証明願について
11. 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事
振興係長 ・ 振興係主任主査 ・ 課長補佐兼加治木農林水産係長

	令和4年11月 令和4年度第8回始良市農業委員会総会議事録
事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和4年度 第8回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、17名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。本日は、4番、農業委員、15番、農業委員が欠席であります。
	——— 会務報告 ———
議長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	〔事務局 説明〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	議事日程に 入ります。 日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、14番 農業委員、16番 農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員

	は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。 —— 日程第3 議案第1号（4件） ——
議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画貸借の意見決定について、議題に供します。 1番から14番までについて、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 公告日は、11月30日、契約の始期は、12月1日を、それぞれ予定しております。 契約年数につきましては、4年間で1件、5年間で10件、10年間で3件、合計14件、23,094㎡となっております。 内容につきましては、総会資料の2ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番までについて、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から14番までについて、原案のとおり

	り決定いたしました。 —— 日程第4 議案第2号(1件) —— 次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。 1番について、事務局からの説明を求めます。
議 長	
事務局	議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。 総会資料は、5ページです。 今月の件数につきましては、1件です。 それでは、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇です。 譲渡人は、〇〇です。 申請地の所在は、船津〇〇、登記地目は畑、面積は292㎡です。 対価につきましては、総額〇〇円で、10アールあたりの単価は〇〇円で、決定いたしました。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番、農業委員に、経過報告を、お願いします。
委 員	はい、9番農業委員です。 農地のあっせんについて、ご報告いたします。 船津〇〇について、11月9日、午前9時30分より、蒲生総合支所2階会議室において、譲渡希望者、〇〇さん、譲受希望者、〇〇さん、あっせん担当委員として、私と15番農業委員、12番推進委員、事務局職員立ち合いのもと、あっせんを行いました。 結果につきましては、合計で、畑が1筆、面積は292㎡、総額〇〇円、10アール単価は〇〇円で成立いたしました。 今後は、事務局で所有権移転の登記を行う予定となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1 番について、原案のとおり決定いたしました。 ——— 日程第 5 議案第 3 号（4 件） ———
議 長 事務局	次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1 番から 4 番までについて、説明をお願いします。 まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は 6 ページです。 今月の申請件数につきましては、4 件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。 それでは、まず、1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、下名の田が 2 筆、面積は、2,483 m²、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、11 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、11 番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和 4 年 11 月 16 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 譲受人は新規就農者であり、農作業等機械等も揃っており、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で

議 長	報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は、1,341㎡、売買による所有権移転です。
議 長	ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、12番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和4年11月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 譲受人はお茶の大規模農家で、農業用機械なども、全て揃っています。 申請地は、1年前から管理もされており、問題ないと思われます。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町久末の田が1筆、面積は、1,082㎡、贈与による所有権移転です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和4年11月21日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 水稻、約80aを耕作しており、機械等もトラクター、コンバイン等すべて揃っております。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、４番について、事務局の説明を求めます。 ４番につきまして、ご説明いたします。 譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町下久徳の畑が３筆、面積は、１,０６４㎡、売買による所有権移転です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１３番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、１３番、農業委員です。 調査報告いたします。 令和４年１０月１５日、譲受人と現地にて、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。 申請地は畑が３筆で、譲受人は不動産を経営している兼業です。 農業用機械なども、認定農家〇〇さんからのリースで対応し、日常の管理は自ら行ない、労働力は、本人と奥さんの２人です。 当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長 委 員 事務局	これより、議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から４番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。 はい、１７番農業委員です。 確認ですけれども、３番目の〇〇さん、現在の経営面積が０㎡とのことですが、国のほうでは、借人の経営面積は撤廃するとのことですが、始良市では基準が残っているのかの確認です。 １号議案の１番の利用権設定で、お父さんから、３,１０１㎡の利用権を設定されているところで、現在、始良市の基準は、残っております。
議 長	他に、ございませんか。 それではお諮りいたします。 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から４番までについて、農地法第３条 第２項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可

	することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第6 議案第4号(1件) ———
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。 総会資料は7ページになります。 今月の申請件数につきましては、1件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は〇〇、申請地は、加治木町木田の1筆で、542㎡となっております。 こちらの申請地のほうが、令和4年9月5日付けで、駐車場とのことで5条許可を取得しておりましたが、既存の販売所が水路工事で使えなくなり、また水路工事業者から現場事務所として使わせてほしい旨の相談があったため、販売所、駐車場、貸現場事務所、貸倉庫への変更となっております。 この後の議案第5号の1番、4条申請の1番とも関連のある案件となっております。 こちらのほうが、すでに工事現場事務所を設置しておりまして、また、販売所のほうも一部、建築がすすんでおりまして、当初の駐車場との目的とは違う仕様となっていたため、始末書のほうを添付していただき、参考資料の4ページに添付しております。 始末書添付のうえで、事業計画変更申請を提出してもらっています。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、8番、農業委員に、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお

	願います。 委員 はい、8番農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南西に、約80mの位置です。 被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が田、北が水路です。 申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります
議長	これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第7 議案第5号(1件) ———
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、8ページでございます。 今月の申請件数につきましては、1件となっております。申請人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田、1筆で、542㎡です。 こちらの申請地が、議案第4号の1番、事業計画変更申請地と同じ申請地になっております。 農地区分は第3種農地区分で、転用目的は、販売所、駐車場、貸現場事務所、貸倉です。 申請理由としましては、隣接地で営んでいる青果店の販売所、駐車場が狭い為、また、水路工事業者から現場事務所として使わせてほしい旨の相談があった為、今回の申請に至っております。 すでに、工事現場事務所を設置しておりまして、また、販売所のほうも一部、建築がすすんでおりまして、参考資料の4ページに、始末書を添付しております。 始末書添付のうえで、追認での許可案件となっております。 以上で説明を終わります。
議長	本件につきましては、議案第4号の1番で、8番農業委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ———— 日程第8 議案第6号(9件) ————

議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。 1 番から、9 番までについて、説明をお願いします。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。 総会資料は、9 ページから 11 ページでございます。 今月の申請件数につきましては、9 件であります。 1 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の 2 筆、面積は 1,368㎡となっております。 隣接の宅地と一体利用しまして、全事業面積は、1,863.87㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 5 区画の宅地造成を行いたいとの事です。 始末書のほうが、参考資料の 9 ページに添付されております。 内容としましては、平成元年頃より、隣接の宅地の一部と倉庫として利用しており、現在に至っているとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5 番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約 530m の位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が市道です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局	2 番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、永池町の 1 筆、面積は 4 4 3 m²となっております。 所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地です。 転用目的は、一般住宅です。 自己の住宅を建築したいとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5 番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第 3 種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、西に、約 2 5 0 m の位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が市道、北が宅地です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番につきまして、ご説明いたします。 借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山の 1 筆、面積は 2, 8 0 8 m²となっております。 賃借権設定で、農地区分は、農用地区域内農地であります。 転用目的は、現場事務所と資材置場の一時転用で、県発注の楠原地区の工事の関係で、現場事務所および資材置場として利用したいとの事です。 参考資料の 18 ページに始末書が添付されております。 10 月 26 日に、すでに現場事務所を設置してしまった旨の始末書が添付されております。 期間は令和 5 年 5 月 12 日までの一時転用となっており、期間終了までに農地に戻すことを条件、許可を考えております。 また、申請地は農用地区域内のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、1 2 番、農業委員に、調査の結果

	並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、一時転用に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約530mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が水路、南が農道、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、令和5年5月12日までの一時転用であり、終了までに農地に戻すことを条件に付します。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、増田の1筆、面積は307㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、令和4年7月総会時に除外申請が出されて、除外後は第1種農地となります。転用目的は、建売住宅です。建売住宅、1棟を建築したいとの事です。また、申請地は農用地区域内のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。許可については、農用地区域内農地除外の決定後になります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、除外後は第1種農地となり、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約270mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が市道、北が墓地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であ

議 長	ります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
事務局	次に、5番について、事務局の説明を求めます。 5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は289㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 隣接する徳重医院の駐車場として利用したいとの事です。 参考資料27ページに始末書が添付されております。昭和45年頃から倉庫を建築しております。 隣接の宅地と一体利用され、全事業面積は、618.19㎡となっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、6番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇の隣接地です。 被害防除現況としましては、東が県道、山林、南が宅地、北が水路です。 申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。 6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉の2筆、面積は516㎡となっております。 隣接の宅地と一体利用し、全事業面積は、690.57㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第2

議 長	種農地です。 転用目的は、建売住宅です。 建売住宅、2棟を建築したいとの事です。 以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、18番、農業委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地でありますが、その他の農地に該当するため、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約160mの位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が原野、南が原野、北が宅地と畑です。 申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、面積は967㎡となっております。 所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 4区画の宅地造成を行いたいとの事です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員4番、推進委員です。 調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、東に、約60mの位置です。 被害防除現況としましては、東が畑、西が転用許可地、南が農道、北が宅地です。 申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で

議 長	報告を終わります。
事務局	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は644㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、建築条件付売買予定地です。申請地を取得し、2区画の宅地造成として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が公園、西が里道、南が里道、北が公園です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山の1筆、面積は394㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、推進委員４番、推進委員です。 調査報告いたします。農地区分は、第３種農地であり、問題ありません。 申請地の位置は、〇〇から、南に、約５０ｍの位置です。 被害防除現況としましては、東が市道、西が田、南が畑、北が宅地です。 申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、９番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それではお諮りいたします。 議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、９番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についての、１番から、９番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、３番、４番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ここで、休憩に入ります。 議事を再開いたします。
	———— 日程第９ 議案第７号(１件) ————
議長	次に、日程第９、議案第７号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。 それでは、１番について、事務局の説明を求めます。

事務局	議案第7号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は12ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所有者は〇〇ですがお亡くなりなられており、申請人は妻となっております。申請地は、加治木町木田の1筆で、677㎡となっております。農地区分は農用地区域内農地とのことで、変更後は、盛土をして畑となっております。申請理由は、常に耕作している農地から遠くて不便な為、盛土をして畑としたいとの事です。以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、18番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします
委員	はい、18番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約500mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が農道、南が田、北がポンプ場と水路となっております。申請実現の確実性としてしましては、土地改良区の意見書、営農計画書があり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第7号 農地の利用目的変更願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第7号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 7 号、農地の利用目的変更願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 —— 日程第 1 0 議案第 8 号(1 件) ——
議 長	次に、日程第 1 0、議案第 8 号、非農地証明願について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 8 号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は 1 3 ページになっております。今月の申請件数は 1 件となっております。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、平松の 1 筆で 4 4 1 m²です。農地区分は、第 3 種農地で、現況は宅地であります。昭和 5 1 年〇月〇日の建築完了後に地目変更の登記をおこなっておらず、今回の非農地証明願いが提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 9 番、推進委員です。 調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地であります。 申請地の位置は、〇〇から、北に、約 1 2 0 m の位置です。 被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地と畑となっております。 宅地となってから 2 0 年以上経過し、やむ得ないものと認めます。 条件および特記事項は、特にありません。 総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。 議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 8 号、非農地証明願についての、1 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。 ——— 日程第 1 1 議案第 9 号(3 件) ———
議 長	次に、日程第 1 1、議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。 1 番から 3 番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画、賃借、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和 4 年 1 2 月 1 日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。総会資料 1 6 ページの 3 番が、議席番号、1 8 番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。それでは、総会資料 1 5 ページの借換区分別集計表をご覧ください。 利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の 1 6 ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規、1 件、更新 2 件の合計 3 件。申請面積は、5 8 8 m²、1, 9 6 3 m²の合計 2, 5 5 1 m²です。 設定する権利別は、賃借権が 3 件、となっております。 今回の設定地区は、住吉、蒲生町白男、上久徳地区となっております。 ご審議の方、よろしくお願いします。

議 長	これより、議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 3 番までについて、質疑に入ります。 なお、3 番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 1 番と 2 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番と 2 番については、原案のとおり決定いたしました。 それでは、3 番の関係者、1 8 番、農業委員の退席をお願いします。
委 員	（1 8 番農業委員 退席）
議 長	それでは、3 番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 9 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、3 番について、原案のとおり決定いたしました。 1 8 番、農業委員の、着席をお願いします。
委 員	（1 8 番農業委員 着席）

—— 日程第 1 2 ——	
議 長	次に、日程第 1 2、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	農地あっせんの経過報告をいたします。 2 ページの 2 1 番、〇〇さんですが、今月の議案第 2 号 1 番で、1 筆、2 9 2 m²取得されました。 以上で事務局の報告を終わります。
議 長	委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。
委 員	〔委員 報告無し〕
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	〔発言 有・無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
—— 日程第 1 3 ——	
議 長	次に、日程第 1 3、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。 1 1 月は、1 2 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約をのちほどご確認ください。 蒲生の〇〇さんが 1. 6 ヘクタール程解約されますが、後の耕作者は決まっております、中間管理事業で契約する予定です。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします

	す。
委 員	[発言 無]
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。 —— 日程第 1 4 ——
議 長	次に、日程第 1 4、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	農業者年金 農業新聞購読加入推進について。
事務局	農業委員、農地利用最適化推進委員の募集状況について。 非農地の現地調査について。 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動日数について。
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 4 年度、第 8 回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員 *****

署名委員 *****